

**吹田市立青少年クリエイティブセンター  
施設再編基本構想策定支援業務仕様書**

令和 8 年（2026 年）4 月

吹田市立青少年クリエイティブセンター

## 1 事業の背景及び目的

### (1) はじめに

本市の子供・若者の居場所であり、また健全育成の場としての役割を担う吹田市立青少年クリエイティブセンター（以下「本施設」という。）は、昭和56年(1981年)に「青少年解放センター」として同和地区対策特別措置法に基づく事業の一環で設立し、平成14年(2002年)の同法の失効以降は「青少年クリエイティブセンター」に改称して、全市施設として改めて運営を開始し、現在に至っている。

本施設の移転・集約建替えに当たっては、およそ半世紀前の設立当初に地域の方々が抱いた理念を理解・尊重し、十分に踏まえる一方で、核家族化・少子高齢化の進展により、地域のつながりや人間関係が希薄になった現代社会において、将来を担う子供・若者の健やかな成長を支える施設の再整備を目指す必要がある。

このため、本施設の再編に当たって基本理念を次のとおりとする。

～ 基本理念 ～

**子供・若者がスポーツ・文化活動を楽しめる居場所**

### (2) 現状

本施設は、青少年が屋内で活動する会館（以下「青少年会館」という。）と体育館がある。また、平成7年(1995年)には、運動広場(グラウンド)が開設され、本施設が管理運営を行っている。

本施設の建物（青少年会館及び体育館）については、開館後45年を超え、施設の老朽化が進んでいる状況から、大規模修繕や施設の建替え等を検討する時期となっている。

また、青少年会館及び体育館と、運動広場(グラウンド)が徒歩5分程度であるが物理的に離れているため、管理運営に支障を来していることから、集約などの抜本的な改革が必要である。

### (3) 目的

吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）は、本施設の移転・集約建替えに向け、再編する施設のコンセプトの策定、長期的な需要探索、新たな施設のソフトとハードの条件整理、施設整備のシミュレーション等を通じた基本構想策定を支援することを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1)業務名

吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務

### (2)履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (3)業務場所

本施設のほか、本市が指定する場所

### (4)その他施設再編に係る資料等

本市における令和7年度第2回企画会議（ホームページ掲載中）の資料等を参考とすること。

## 3 業務内容

### (1) 本業務実施のスケジュールの作成と体制の構築

本業務の実施に当たっては、業務目的及び業務内容を十分に把握した上で、業務の手順及び実施に必要なスケジュールを立案するとともに、実施に必要な体制を計画すること。

### (2) 条件の整理

本業務に関連する既存資料（上位計画や関連法令等の整理）や参考文献を整理すること。

他自治体における類似施設の事例を整理すること。

また、本施設のハードとソフトについて、現状の課題を整理・分析すること。

#### ア まちづくりや都市計画等の検討

本施設は、JR 岸辺駅に近く、本市の開発している健都及びその施設（国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院、健都ライブラリー等）に隣接する恵まれたエリアに立地しているため、その施設等と連携したまちづくりや都市計画等の広い視点での企画等について検討を行うこと。

また、周辺施設との連携効率的な運用、相乗効果について検討を行うこと。

#### イ 施設の複合化

本施設の移転・集約のみならず、相性の良い施設、相乗効果が見込める施設との複合化について検討すること。

### (3) 将来需要の予測

#### ア 現状の把握

将来需要を予測する基礎資料として、現在の需要（量的質的需要）及び満足度、要望、その他意見をアンケート調査により収集・整理する。調査の対象・方法は受託者が市に提案し、協議の上決定する。

得られたデータは、集約・分析し、調査結果として取りまとめること。

#### イ 将来需要の予測

上記アの現状データのほか、（ア）～（ウ）により将来及び隠れた需要を探索し、その結果から将来需要を予測すること。

##### （ア）市民ワークショップの企画運営

本施設及び運動広場（グラウンド）の主な利用者である、小学生～29歳までの青少年と小学3年生以下の子供を有する子育て世代を対象とし、企画・運営（受託者が市に提案し、協議の上決定）して実施。得られたデータの整理・分析、調査結果の取りまとめを行うこと。

##### （イ）利用団体等へのヒアリング実施

ヒアリング調査を実施し、得られたデータの整理・分析、調査結果のとりまとめを行う。対象・方法は受託者が本市に提案し、協議の上決定すること。

##### （ウ）その他

上記（ア）（イ）以外で、先進事例の調査等有効な手法があれば、受託者が本市に提案し、協議の上実施すること。

### (4) 吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想のコンセプト策定

以下の点を踏まえて作成し、本市に提案を行うこと。

#### ア 本施設の背景と課題

#### イ 移転・集約・建替えによる環境や条件の変化

#### ウ 本施設の将来需要

#### エ 本施設の運営方法等

### (5) ライフサイクルコストの低減の検討

本市の、ライフサイクルコストの削減の方針に従い、建築費用だけでなくその後のランニングコスト、運営形態を含め削減に資する方策を提案すること。

### (6) その他の検討又は実施すること

基本構想策定支援に際して、以下の点について検討又は検討支援を行うこと。

#### ア 本業務中の広報の方法

本業務は、ワークショップ開催通知など市民への周知が必要な取組を含むため、効果的で効率的な手法を提案すること。また、通知する際のコンテンツを作

成すること。市民への計画の周知を一定行う必要があり、それらを行うための効果的手法について、提案を行うこと

#### イ 会議の運営支援

庁内会議等についても、資料の作成、必要な助言、情報提供等を行うこと。

なお、現在想定している会議は以下のとおりで、4回程度の開催を予定している。

(ア) 教育委員会会議等

(イ) 政策決定のための庁内会議等

#### ウ パブリックコメントの支援

後述する吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想（素案）を基に実施する市民意見募集手続（パブリックコメント）のために必要な資料及びデータの提供を行うとともに、提出された意見について、内容を整理し、回答案の作成支援を行うこと。

#### (7) 吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想の策定

以下の作成を行うこと。

#### ア 吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想（素案）

※令和8年11月末までに作成し、納品をすること。

#### イ 吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想

基本構想については、以下を網羅した内容とすること。

(ア) 本施設の移転・集約建替えの有効性の整理

(イ) 本施設のコンセプト

(ウ) 建築に係る条件

(エ) 施設の規模・配置等の整備案（複数案の比較を含む）

(オ) PFI等の施設整備手法の簡易検討（比較を含む）

(カ) 施設の管理運営方法の検討（比較を含む）

(キ) 施設建築の概算費用の算出

## 4 成果品

### (1) 成果品

以下に記載する成果品を納品すること。提出方法は、書面及び電子データにより納品すること。

ア 3(1)から(3)により、まとめた各種資料及び検討資料（本業務において得られたデータ・調査報告等も含む）

イ 本業務で本市と共同で作成した基本構想

(2) 納品期限

上記アに記載するものについては、適宜納品すること。

上記イに記載するものについては、令和9年3月31日(水)までとする。

(3) 納入場所

吹田市立青少年クリエイティブセンター

所在地 〒564-0002 吹田市岸部中1丁目16番1号

## 5 その他の要件

(1) 個人情報保護

受注者は、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護の対策を講じること。また、契約満了後及び契約の解除後においても同様とする。

(2) 業務情報等の機密保持

受注者は、業務上知り得た情報等を他人に漏らしてはならない。また、契約満了後及び契約の解除後においても同様とする。

(3) 資料の取扱い

本業務に必要な資料を本市より借り受けた場合、適正に管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、契約満了後及び契約の解除後速やかに全て返却すること。

(4) 著作権等

納品物に関する著作権等一切の権利は、従前から著作権を有している場合を除き、本市に帰属するものとする。調査結果についても本市の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。また、本業務の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真等については、本市に譲渡することとし、その引き渡しの請求をしたときは、本市の指定する方法に従い、指定された期日までにこれらを引き渡すこと。なお、提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後、本市が使用するに当たり支障のないものとする。

(5) 留意事項

受託事業者は、委託業務の範囲を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ本市の承諾を受けること。

また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者に業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等を提出すること。なお、第三者から、更に他の事業者への委託は、一切認めない。

(6) 業務委託料の支払方法

業務委託料は、2回の支払とする。

第1回の支払については、将来ニーズの調査・分析が終了したと本市が認めた時点で、請求に基づき支払う。

6 本業務契約後に本市から提供する資料など

- (1) 本施設の図面、周辺図 規模等が分かる資料 (CAD データなし)
- (2) 本施設の諸室面積一覧
- (3) 対象用地に関する敷地図面